

○岡山市保育士試験による資格取得支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、保育士試験受験のための学習に要した費用を補助することにより保育士資格取得者の増加を図り、子どもを安心して育てることができるような体制を整備するため、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、この要綱に定めるもののほか、岡山市補助金等交付規則（昭和48年市規則第16号。以下「規則」という。）に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語の意義は、規則で使用する用語の例による。

2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 私立保育所等 本市内に所在する次に掲げる施設であって、国（国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第1項に規定する国立大学法人を含む。）、岡山県又は岡山市以外の者が設置するものをいう。

ア 保育所 児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第35条第4項の規定により認可を受けた、法第39条第1項に規定する施設

イ 認定こども園 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）第2条第6項に規定する施設

ウ 地域型保育事業所 法第34条の15第2項の規定により認可を受けた、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「支援法」という。）第7条第5項に規定する事業を行う事業所

エ 幼稚園 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に定める幼稚園（認定こども園法第3条第1項又は第3項の認定を受けたものを除く。）のうち、補助金の交付を受けようとする年度中もしくはその翌年度の4月1日までに認定こども園へ移行するもの

オ 認可外保育施設 法第6条の3第9項から第12項までに規定する業務（ただし、第11項に規定する居宅訪問型保育事業を除く。）又は第39条第1項に規定

する業務を目的とする施設であって、法第34条の15第2項若しくは法第35条第4項の認可又は認定こども園法第17条第1項の認可を受けていない施設のうち、本市に法第59条の2第1項の規定に基づく届出を行っており、「認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書の交付について」（令和6年3月29日こ成保第218号こども家庭庁育成局長通知）に基づき、市長から指導監督基準を満たす旨の証明書（以下「証明書」という。）の交付を受けた施設

（補助事業）

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、保育士試験により保育士資格取得を目指す者であって、保育士試験合格後、私立保育所等に保育士として勤務することが決定した者に対し、保育士試験受験のための学習に要した費用の一部を補助する事業とする。

（補助対象者）

第4条 この補助金の交付の対象となる者は、保育士試験合格により保育士の資格を取得し、保育士として、同一の私立保育所等で6か月以上継続して勤務している者とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助対象者としな

(1) 市税を滞納している者

(2) 規則第20条第1項各号に定める事由により補助金の交付決定の取消しを受け、当該取消しの日の属する年度の翌年度から起算して1年を経過していない者

(3) 保育士修学資金貸付事業や雇用保険制度の教育訓練給付等、本事業と同趣旨の事業による貸付や助成等を受けている者

（補助対象経費）

第5条 補助金の交付額の算定に当たって対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次の各号に掲げる経費のうち、補助対象者が合格した保育士試験の最終筆記試験（免除を含む。）日から起算して2年前の日が属する月の1日までに支払われた経費とする。

(1) 保育士試験受験講座（通信制、昼間、昼夜開講制、夜間及び昼間定時制のものをいう。）の受講に要する費用であって、保育士試験受験講座を開講している事業者（以下「講座実施事業者」という。）が証明する当該事業者に対して支払われた入学科

(講座実施事業者における受講の開始に際し、当該講座実施事業者に納付する入学金又は登録料をいう。)

(2) 受講料(面接授業料、教科書代及び教材費(受講に必要なソフトウェア等補助教材費を含む。))をいう。)

(3) 補助対象者が合格した保育士試験の受験手数料

(4) 前記の経費にかかる消費税のうち、補助対象者が負担した額

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる経費は補助対象経費としない。

(1) 受講にあたって必ずしも必要とされない検定試験等の受講料、補助教材費

(2) 補講費

(3) 講座実施事業者が定める期間を超えて受講した場合に必要な費用

(4) 講座実施事業者が実施する各種行事参加に係る費用

(5) 学債等の将来受講者に対して現金還付が予定されている費用

(6) 受講・受験のための交通費及びパソコン、タブレット等の器材購入費等

(7) クレジットカードの利用等クレジット会社を介して支払う契約を行う場合の、クレジット会社に対する分割払い手数料(金利)

(8) 補助対象者が第8条の規定による申請を行う時点で講座実施事業者に対して未納となっている入学料又は受講料

(9) 国、県その他の公的機関から既に補助金等の交付又は助成を受けている経費(補助基準額)

第6条 この補助金の補助基準額は別表に定めるとおりとする。

(補助金額)

第7条 補助金の額は、補助対象経費の実支出額と前条に規定する補助基準額のいずれか少ない額に2分の1を乗じて得た額とする。

2 前項によって得られた額に千円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てるものとする。

(交付の申請)

第8条 規則第5条第1項に定める補助金の交付申請は、補助対象者が、保育士試験合格通知日から起算して20月後の日の属する月の末日までに行うものとする。

2 規則第5条第1項第5号に規定するその他市長が必要と認める書類は、補助対象者が市税を滞納していないことを証明する書類とする。

(状況報告の免除)

第9条 規則第13条に規定する補助事業等の遂行状況の報告は要しない。

(着手届及び完了届の免除)

第10条 規則第15条に規定する補助事業等着手・完了届の提出は要しない。

(実績報告)

第11条 規則第16条第1項に規定する実績報告は第8条第1項に定める補助金の交付申請と同時にを行うものとする。

2 規則第16条第1項第2号に規定するその他市長が必要と認める書類は、次のとおりとする。

(1) 岡山市保育士試験による資格取得支援事業申請書(様式第1号)

(2) 補助対象者が保育士証の交付を受けた後、勤務先施設で6か月継続して勤務していることを確認できる書類

(3) 補助対象経費の領収書、講座実施事業者に対し振込を行ったことを金融機関が証明した書類又はクレジットカード契約証明書(クレジットカードの控に必要事項を付記したものを含む)(以下「領収書等」という。)の写し

(4) 補助対象者の保育士証の写し

(5) 保育士試験合格通知書の写し

(6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

3 前項第3号の領収書等には、次の事項が記載されていなければならない。なお、領収書等に訂正がある場合、講座実施事業者の訂正印のないものは無効とする。

(1) 講座実施事業者の名称

(2) 支払者名(補助対象者と異なる名義のものは、原則認められない。ただし、支払者が親族であると確認できる場合に限り認めるものとする。)

(3) 領収額又はクレジットカード契約額

(4) 領収額又はクレジットカード契約額の内訳(入学料と受講料のそれぞれの額)

(5) 領収日又はクレジットカード契約日

(最低勤務期限)

第12条 補助対象者は、保育士資格取得後、1年以上同一勤務先施設に勤務しなければならない。ただし、1年未満の勤務期間で退職した場合に、勤務先施設を経由して市長に理由書を提出し、市長がその内容を相当と認めた場合は、その限りでない。

2 補助対象者は、保育士資格取得後、前項の勤務先施設に勤務を開始した日から起算して1年後の日の属する月の末日までに、市長から求めがあったときは、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

(1) 保育士資格取得後の雇用契約書又は労働条件通知書の写し

(2) 市が指定する月の賃金台帳

(交付決定後の取消し及び返還)

第13条 市長は、補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付を取消し、既に交付した補助金があるときは、その全部又は一部を返還させることができる。

(1) 事業の全部又は一部を中止したとき

(2) 虚偽の申請その他不正な行為により補助金を受けたとき

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表（第6条関係）

1 補助事業	2 補助基準額
保育士試験による資格取得支援事業	第5条第1項に掲げる経費 300,000 円

様式第1号（第11条関係）

岡山市保育士試験による資格取得支援事業申請書

年 月 日

岡 山 市 長 様

申請者

住所又は所在地

氏名

岡山市保育士試験による資格取得支援事業補助金交付要綱第11条の規定により、次のとおり申請書を提出します。

① 対象者氏名	フリガナ	生年月日	年 月 日生
			(歳)
② 対象者住所	(〒 -)	電話()	-
③ 講座実施事業者名称			
④ 講座実施事業者所在地	(〒 -)	電話()	-
⑤ 講座受講期間	年 月 日 ~ 年 月 日		
⑥ 学習に要した合計 (税込額)	円		